める期限までに所管行政庁に報告しなければならないこととした。（第七条関係）

(1)　2(一)(1)により都道府県計画に記載された建築物　2(一)(1)により都道府県計画に記載された期限

(2)　その敷地が2(一)(2)により都道府県計画に記載された道路に接する建築物　2(一)(2)により都道府県計画に記載された期限

(3)　その敷地が2(二)(2)により市町村計画に記載された道路に接する建築物　2(二)(2)により市町村計画に記載された期限

(二)　(一)による報告がされなかった場合等における、所管行政庁による報告命令等の規定を設けることとした。（第八条関係）

(三)　所管行政庁は、(一)による報告を受けたときは、当該報告の内容を公表しなければならないこととした。（第九条関係）

(四)　都道府県又は市町村は、(一)(2)又は(3)に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、(一)により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならないこととした。（第一〇条関係）

(五)　耐震診断及び耐震改修を行う努力義務が課せられる建築物の範囲を拡大し、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない全ての建築物を対象とすることとした。（第一六条関係）

4　建築物の耐震改修の計画の認定基準の緩和並びに認定に係る建築物の容積率及び建ぺい率の特例

(一)　認定の対象となる増築及び改築の範囲を拡大することとした。（第一七条関係）

(二)　認定を受けた建築物について、容積率及び建ぺい率の特例を設けることとした。

5　建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(一)　建築物の所有者は、所管行政庁に申請することにより、地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けた場合は、認定を受けた建築物等に、当該建築物が認定を受けている旨の表示を付することができることとした。（第二二条関係）

(二)　何人も、(一)による場合を除くほか、建築物等に、(一)の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないこととした。

6　区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁に申請することにより、耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができることとし、当該認定を受けた区分所有建築物については、区分所有者の集会の決議により耐震改修を行うことができることとした。（第二五条関係）

7　要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等

(一)　次に掲げる建築物のうち一定のもの（以下「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、耐震診断を行い、その結果を平成二七年一二月三一日までに所管行政庁に報告しなければならないこととした。（附則第三条関係）

(1)　病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する建築物

(2)　小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物

(3)　火薬類、石油類等の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

(二)　3(二)及び(三)は、要緊急安全確認大規模建築物について準用することとした。

8　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

法律

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年五月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十号

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第五条」を「―第六条」に、「特定建築物に係る措置（第六条・第七条）」を「建築物の所有者が講ずべき措置（第七条―第十六条）」に、「第八条―第十二条」を「第十七条―第二十一条」に、「第五章　建築物の地震に対する安全性に係る認定等（第二十二条―第二十四条）　第六章　区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等（第二十五条―第二十七条）　第七章　建築物の耐震改修に係る特例（第二十八条―第三十一条）」を「第五章　建築物の地震に対する安全性に係る認定等（第二十二条―第二十四条）　第六章　区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等（第二十五条―第二十七条）　第七章　建築物の耐震改修に係る特例（第二十八条―第三十一条）」に、「第六章」を「第八章」に、「第十七条―第二十七条」を「第三十二条―第四十二条」に、「第七章」を「第九章」に、「第二十八条―第三十条」を「第四十三条―第四十六条」に改める。

第二条第二項中「若しくは模様替」を「、模様替若しくは一部の除却」に改める。

第五条の見出しを「（都道府県耐震改修促進計画）」に改め、同条第三項第三号を同項第五号とし、同項第二号中「第十条」を「第十九条」に、「認定建築物」を「計画認定建築物」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号中「の通行を妨げ、」を「（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当」に、「建築物の」を「通行障害既存耐震不適格建築物の」に改め、「耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき」を削り、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合　当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二　建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合　当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項